

人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）の施行に伴う関連指針の一部改正について

令和3年6月30日
文部科学省研究振興局
生命倫理・安全対策室

1. 改正の趣旨

令和3年6月30日に、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）が廃止され、新たに、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）が施行されることに伴い、関連する指針について一部所要の改正を行うもの。

2. 改正の内容

以下の3つの指針における個人情報の保護に関する規程部分について、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に基づくヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う場合には、同指針）」の記載を「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の記載に改めるもの。

<改正対象となる指針>

- ①ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
- ②ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針
- ③ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針

なお、改正後の指針については、文部科学省ライフサイエンス広場の以下のページに掲載。

- ①ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針
https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_es.html
- ②ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針
<https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/embryoediting.html>
- ③ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針
https://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/seisyoku_hojo.html